

日本年金機構運営評議会（第 47 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 3 年 12 月 22 日（水）15 時 00 分～17 時 00 分
2. 場 所 日本年金機構本部多目的ホール
3. 出席委員
会 場 出 席 委 員：菊池座長、和泉委員、植西委員、真屋委員、古川委員
オンライン出席委員：牧嶋委員、池田委員、佐保委員、嵩委員、寺田委員、
西沢委員
4. 議題
令和 3 年度の取組状況について
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

令和 3 年度の取組状況について

- 国民年金保険料の最終納付率 80%に向けて基礎作りをしているとあったが、その達成の見込みと厚生年金保険料の納付猶予の利用が多くなっている中で、この業務に従事する体制に課題はないか伺いたい。
- 令和 4 年度において最終年度となる令和 2 年度分保険料については、令和 2 年度で 71.5%であり、最終年度までに 8.5%の伸び幅を確保しなければ 80%に到達しない。中々厳しいが、引き続き必要な施策を講じてまいりたい。厚生年金保険料の納付猶予に関する業務は、徴収課にとって大きな負担になっているのは事実であり、体制をどう作るかは大きな課題。これまで正規職員と非正規職員をあわせて約 400 名増員したが、引き続き、実態を踏まえた対応を行ってまいりたい。
- コロナ禍においては、在宅勤務率 7 割という方針を国が打ち出している中で、各企業はそれぞれ工夫をしながらテレワークをしている。機構としてはどのような対策を講じていたかお聞かせ願いたい。
- 機構では個人情報及び個人情報を扱う端末を在宅では使えないという制約があり、年金事務所等の職員における在宅勤務の実施は非常に難しい状況であった。本部では、緊急事態宣言期間以外、在宅勤務と時差出勤をあわせて 3 割程度の実施率目標を設定し対応した。

○ 老齢年金の繰下げ年齢上限の引上げに伴い、66歳以降で未請求の老齢年金がある者に対し、繰下げした場合の見込み額をお知らせすることに関連して、50歳台後半から60歳台前半の方にとっては、何歳まで働き、何歳から年金を受給するかという出口戦略がとても必要であり、繰り下げた場合の見込み金額が手元に届くということはとても良い。

● 繰下げ制度は非常に難しいが、それぞれのお客様の環境に応じてどのような周知をするか等について引き続き検討していきたい。

○ 今年度の取組状況について、一般の方々から機構に対して質問や意見はどの程度寄せられているかお教えいただきたい。

資料の項目について、国民年金、厚生年金保険というように区分されているが、保険である限り保険料の負担があり、それに対応した形で給付があるので、今後、適用、徴収、給付という区分で整理されてはどうか。

言葉は情報を伝達する上での最も基本的な問題であり、本質に関わるため、大切にしていきたい。具体的には、資料内の(RFI)などの省略形について、辞書を引かなければ理解できなかった。同様に、パンフレット、リーフレット、小冊子と使い分けされているが、その理由がわからない。

● お客様の声は日頃様々な形で吸収することに努めている。それぞれの声に対して真摯に対応し、是正すべきは是正をすることに努めている。

資料の項目の区分については、従来から厚生労働大臣からの中期計画の指示に基づいている。その他、言葉の使い方等に関してもご意見として承り、十分注意してまいりたい。

○ 年度計画の達成に向け、限られた人員で不断の努力を積み重ねられ、国民年金保険料納付率、厚生年金未適用事業所の適用促進、事業所調査による適正化など、前年度と同等以上の進捗となっていることに敬意を表したい。

厚生年金保険の適用促進は非常に重要であり、引き続き積極的な取組みをお願いしたい。また、厚生年金保険の適用促進対策に関し、被保険者5人以上の事業所等への加入指導について、令和3年度末までの適用を目指すとするがその対応について伺いたい。

正確な給付の実現に向けた対応について、年金決定時の誤りを発生させないための研修等が課題となるが、どのような対応を図っているのか。

公的年金制度に対する理解促進のため、オンラインによるねんきんセミナー等が実施されているが、これまでの参加者数、実施にあたっての課題

について伺いたい。また、全年金事務所でオンラインセミナーが実施できるよう環境整備を進めてほしい。

この他、事務センターのビジネスモデル確立について、専任職員の採用・離職状況も含め、事務センターの体制面に対しどのような課題認識を持っているのか伺いたい。

- 適用対策は、今年度も目標を既に達成しており、順調である。特別法人対策なども効果を発揮している。

いわゆる5人以上等の事業所について、令和3年度末までの適用等に向けて進めている。従業員の存在などの蓋然性が高い事業所であるため、年金事務所において繰り返しの加入指導を行っている。コロナ禍でなかなか難しい状況があるが、昨年の法改正で立入検査権限の強化が設けられたこともあり、効果的にこの立入検査を活用して適用に結び付けていきたい。

- 年金給付の研修については、各県に配置した上席給付専門職による巡回研修や上席でない年金給付専門職に対する研修を行っているところ。

- ねんきんセミナー等のオンラインでの実施状況について、今年度はセミナーが77回、制度説明会が169回実施している。本年11月に行った年金委員の研修についてもオンラインを活用し、昨年は約850名であった参加者が、今年度は約2300名となり、内容についても非常に好評であった。

全事務所がオンラインセミナーを実施できる環境については、今年度中にはすべての事務所で対応できるよう順次対応を進めている。

- 事務センターについては合理化を進め、時間外勤務も減少してきている。一部に人手不足感があるかもしれないが、これに関しては時間外勤務状況をモニターしており、その状況を踏まえ必要な体制を打っていく。

- 常に国民目線、事業所目線で業務に取り組んでいただいており感謝している。

被用者保険の適用拡大に当たり、社労士会と機構との連携を密にして対応をしていきたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

- 繰下げの説明に当たっては、本人の就労の意思決定を邪魔しないように説明するのが非常に重要と考えている。

強制徴収における立入検査の強化について、立ち入った時に例えば賃金台帳や決算書、すべて一切合切見ることができ、実態としてそれを検査されているのか教えて欲しい。

また、1万人以上の大規模事業所である22事業所を調査したところ、適用漏れや報酬誤りがあるとのことが、この誤り等の内容は軽微なものなのか。これに対して今後どう対応していくか教えていただきたい。

- 繰下げについて正確に説明することについては非常にケースが分かれるため、どう説明するか十分に検討しなければいけない。検討して、またご意見をいただくという機会を設けたい。

大規模調査については報酬の範囲に関する問題が一番多く、これにより大企業においても制度理解に差があるという実態を認識するに至ったが、正しい適用のあり方を説明し、訂正等の届出をしていただいている。

- 検査時に確認する書類について、一番効果的である賃金台帳や決算書、出勤簿などは必須で見ていくというのが一般的と考えている。その中で適用漏れがないか、報酬が適正に反映されているかを見ていく。

- 学生の関心が高い学生納付特例もマイナポータルから申請できれば学生のマイナンバーカードの取得率向上にインパクトを与えらると思う。

- 学生納付特例は、一般の免除申請と同様、マイナポータルを活用して申請できるようになる。この他、マイナンバーを通じた情報連携は、種々の課題はあるが、順次進んでおり、引き続きサービスを拡大していきたい。

- 繰下げ制度の周知に当たっては、年金額は増えるが、介護保険等の自己負担割合等が増えてしまい、結果として所得が少なくなる場合もあり得ることも注意喚起できたらいいと思う。

- 周知活動に関して、どのように行うべきかよく検討してまいりたい。

〔議題②〕

その他として、

・未請求の年金がある者への請求勧奨と無年金・低年金の防止に向けた取組

- 未請求の年金がある方への請求勧奨について、一連の対応をしても反応がなかった場合はどうするのか。この請求勧奨において残っている4千人の方々の中には、その地域で接触等が出来ない困難ケースとして区分されている方も含まれていると思う。こういった方々にどうアプローチしていくのかという一つのモデルケースとして、今後もいろいろ検証していただきたい。今後の世代につなげる意味で意見として申し述べさせていただく。

- 請求勧奨については、文書を送付し、連絡がなかった方に架電し、つながらない方には訪問も試みることを順番に行っている。お話のとおり、なかなか勧奨が到達しない方もいる。こういった方々も含め、もう一度フォロー・対応し、どのような方々がいらっしゃるかということをしっかり把握したい。

・「年金振込通知書」（令和3年10月定期支払）の印刷誤り事案に係る検証状況報告について

- 相手企業の印刷機械が変更されたり、担当者が変わったりというような相手の環境下が変更になった場合の情報をどのように集めているか。
- 提示されている再発防止策の他に追加等する防止策があれば伺いたい。また、ダミーデータによる現物確認が、再発防止策として最適であった理由や背景について補足いただきたい。
- 報告にある有識者の属性を教えてください。

- 企業の担当者や機械の変更等に関しては把握していない。

大量の業者、極めて短期間の処理が求められる中で、正確性、有効性を担保するため、今お示ししている再発防止策に取り組んでまいりたい。再発防止策としてダミーデータを使用する目的は、過程のチェックと出口のチェックを併せて行うことであり、これは有効な防止策だと考えている。

また、有識者については、契約関係に極めて詳しい大学の先生、印刷関係の技術に詳しい団体の専務理事をされた方、前回の SAY 企画事案の際に調査委員会の委員長をされた大学の先生、この3名である。

（以上）